

工事費内訳書の提出について

平成27年4月

坂城町

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正により、平成27年4月以降に行う建設工事の入札の際に、入札書とともに入札金額の内訳を記載した「工事費内訳書」を提出するものとされました。

工事費内訳書の取扱いについては、以下のとおりとしますので、ご注意ください。

1 工事費内訳書の提出

建設工事の入札においては、入札書とともに工事費内訳書の提出が義務化されましたので、必ず提出をしてください。工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書、未記入など不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書は無効となります。

2 工事費内訳書の様式

指名通知の際に、金額を抜いた工事費内訳書を送付しますので、この様式に金額、必要事項を記入の上、入札書とともに提出してください。この様式によらない工事費内訳書を提出した者が入札した入札書は無効とします。

3 工事費内訳書の確認

- (1) 開札後、落札決定までの間に行うものとします。
- (2) 工事費内訳書の内容を確認し、不備があれば入札書は無効とします。
- (3) 工事費内訳書の工事価格と入札価格は、一致しなければなりません。
- (4) 2回目以降の入札については、原則として工事費内訳書の提出は求めません。

4 確認結果への対応

- (1) 工事費内訳書に不備があり、入札書は無効とする場合
 - ア 工事費内訳書が未記入の場合
 - イ 所定の様式によらない場合
 - ウ 記名、押印がない場合
 - エ 金額を訂正し、訂正印がない場合
 - オ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない場合
 - カ 工事価格と工種等の内訳の合計価格が一致しない場合

キ 入札価格と工事価格が一致しない場合

ただし、1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した入札書は可とします。

例：「工事費内訳書金額：2,009,870円 入札書：2,000,000円」⇒【有効】

「工事費内訳書金額：2,009,870円 入札書：2,009,000円」⇒【有効】

「工事費内訳書金額：2,009,870円 入札書：2,009,800円」⇒【有効】

「工事費内訳書金額：2,009,870円 入札書：1,999,000円」⇒【無効】
(失格)

(2) 軽微な不備により、修正等を指示する場合(無効としない場合)

工事費内訳書の日付、発注者名、工事名、工事場所、商号又は名称、住所、代表者氏名の一部に記載漏れがあるが特定できるもの

⇒ 入札参加資格要件審査時に修正

5 入札後の工事費内訳書の取扱い

(1) 発注機関が入札関係書類(公文書扱い)として保管し、公文書公開の対象となります。

(2) 一度提出された工事費内訳書は、書替え(発注機関の指示による修正等を除く。)、差換え又は撤回ができません。